

弘前市地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図ることにより、地域の活力を維持し、及び強化するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、弘前市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 農林業の振興に係る活動
- (2) 地域行事、コミュニティに係る支援活動
- (3) 地域資源の発掘、振興に係る活動
- (4) 移住・定住の支援に係る活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、市長が任用する。

- (1) 3大都市圏その他の地域のうち都市地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)の適用を受ける区域以外の区域をいう。)である地域に住所を有する者であつて、住所を本市に異動させることが確実なもの
- (2) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲と情熱があり、かつ、隊員としての活動終了後も定住する意思のある者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者

(任期)

第4条 隊員の任期は、1年以内とする。ただし、3年まで延長することができる。

(勤務条件等)

第5条 隊員の報酬は、予算の範囲内において支払うものとする。

2 市長は、隊員が第2条に規定する活動及び関連する研修等に要する経費について、予算の範囲内で支給することができる。

3 隊員の勤務時間は、4週間につき1週間当たり35時間とする。

(解任)

第6条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は困難であると認められるとき。
- (2) 隊員から解任の申出があつたとき。
- (3) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (5) 市と協議なく転出したとき。

(活動の報告)

第7条 隊員は、第2条に掲げる活動への従事状況をまとめ、市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 隊員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の責務)

第9条 市は、隊員が円滑に活動できるように、次に掲げる事項を実施するものとする

- (1) 隊員の年間事業計画の作成
 - (2) 隊員の活動に関する総合調整
 - (3) 任期満了後の定住支援
 - (4) その他隊員の活動に必要な事項
- (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成26年12月12日弘前市告示第531号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年1月12日弘前市告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和元年11月13日弘前市告示第272号)

この要綱は、告示の日から施行する。